ACSES ニュースレター_２３７３号（2022 年 8 月 31 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇コスモ石油堺製油所で塩酸１００リットル漏れる　けが人なし〈Web 報道〉
◇日本製鉄のずさんな水質管理、虚偽報告を受けた総点検で基準超過シアン 50 件超〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:LED ランプ(環形)で火災等〈消費者庁〉
・監督指導による賃金不払残業の是正結果（令和３年度）〈厚生労働省〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労災レセプト電算処理システム　受付前点検チェック条件表〈厚生労働省〉
・30 日から孤独悩み電話相談　政府、＃9999 で無料〈Web 報道〉
・受動喫煙対策は「合憲」判決　改正健康増進法で東京地裁〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・南海トラフ臨時情報、理解進まず　7割超、139市町村調査〈Web報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３０３報）〈厚生労働省〉
・福島・双葉町11年ぶり居住再開　原発事故で避難、復興へ課題山積〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・美浜原発3号機、30日に再開　水漏れで遅れ、運転40年超〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇学校関係
◇マスコミ報道
[3] 危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～〈厚生労働省〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 120 号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 257 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 258 号）〈官報〉
[5] 農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1341 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1342 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 119 号）〈官報〉

吾亦紅（ワレモコウ）

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 256 号）〈官報〉
◇輸入食品に対する検査命令の実施（インド産カシューナッツ、その加工品）〈厚生労働省〉
[7] 廃棄物関係
「都市鉱山」からのレアメタル回収、３０年度までに倍増へ…廃基板の輸入ルート開拓〈新聞報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
[9] その他省庁発表　　３件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　７件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：２件
[付録]
◇ネット通販で偽物、買わないで　個人輸入でも税関で没収―政府〈Web 報道〉
◇コロナ下で朝鮮学校の排除拡大、国連の是正勧告に従わない日本政府　マスク支給でも格差、「非人道的」批判受けたさいたま市は撤回　在日朝鮮人差別問題・前編〈Web 報道〉
◇「官民一体」の在日朝鮮人バッシング、安倍元首相銃撃でも飛び交ったヘイト　各種学校口実の排除、幼保無償化からコロナ対策支援にも拡大　在日朝鮮人差別問題・後編〈Web 報道〉

****
[1] ***化学物質関係事故、事件関係***
◇コスモ石油堺製油所で塩酸１００リットル漏れる　けが人なし
＜産経ニュース　2022 年 8 月 29 日＞
https://www.sankei.com/article/20220829-MRB4SWM3SBKNTGVIPVIUMFJL6U/
２９日午前６時１５分ごろ、堺市西区築港新町のコスモ石油堺製油所で「配管から塩酸が漏れている」と１１９番があった。堺市消防局によると、純水を精製する装置の配管部分から塩酸約１００リットルが漏れたが、けが人はいなかった。
漏洩(ろうえい)はすでに止まっており、漏れた塩酸は薬剤で中和し、排水として処理したという。

◇日本製鉄のずさんな水質管理、虚偽報告を受けた総点検で基準超過シアン 50 件超
＜日経新聞　2022 年 8 月 23 日＞　https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/07100/
　基準を満たすまで測定を繰り返し、基準値超過でも無報告――。日本製鉄の東日本製鉄所君津地区（千葉県君津市）で水質測定の不正が発覚した（図 1）。原因究明中に排水成分について測定値よりも低い値を報告していたことが判明し、過去 3～5 年分の水質測定値を総点検した。その結果、有害物質であるシアンについて排水基準や協定値を超過した件数が 53 件もあったことが明るみに出た。
　この事案は、かなりずさんなケースと言わざるを得ない。それは、不正が発覚に至るまでの経緯をたどれば明らかだ（図 2）。
図 2　不正が発覚に至るまでの経緯
着色水の構外流出トラブルをきっかけに調査を進めたところ、日本製鉄の東日本製鉄所君津地区の水質管理のずさんな実態が露呈した。（出所：日経クロステック）
　きっかけは、赤く染まった水（以下、着色水）の流出だった。2022 年 6 月 19 日、東日本製鉄所君津地区の排

水口（14 番排水口）から着色水が構外に流れ出すトラブルが発生。翌 20 日には別の排水口（11 番排水口）からも着色水の流出が見つかった。

同月 18 日、コークス炉で発生したガスの洗浄で生じる脱硫液がタンクから漏洩していた。着色水にはその脱硫液が含まれていた。脱硫液の主成分は、チオシアン酸アンモニウムなどのアンモニア化合物である。

この着色水の流出トラブルを受けて、日本製鉄は調査を開始。着色水が流出した排水口付近で採取した水の水質分析を行ったところ、シアンと化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、アンモニアの 4 成分について、水質汚濁防止法の排出基準値を超える測定結果が得られた*1。

＊1　COD は水質の汚濁状況を表す指標の 1 つで、酸素消費量とも呼ぶ。また、T-N は富栄養化を表す指標の 1 つで、水中に存在するさまざまな形態の窒素化合物の合計量である。

同社がさらに調査を進めると、今度は着色水とは異なる排水系統にある排水口（7 番排水口）から排出基準値を超えるシアンと T-N が検出された。同年 6 月 30 日および 7 月 1 日に採取した水の水質分析の結果だ。高炉で発生したガスに含まれるダストなどを湿式処理した際に発生する処理水が流れ込んだことが原因とみられる。この処理水はシアンや窒素を含んでいるからだ。

こうした事態を受けて、日本製鉄は原因究明のために関連する排水口の水質測定値の調査に着手した。すると、驚くべき事実が発覚した。

関係機関に「実際よりも低い数値」を報告

同年 6 月 23 日から 7 月 2 日にかけて採取した水の水質測定に関して、日本製鉄が不正に手を染めていたのだ。1 日に複数回の測定を行って、実際の測定値よりも低い値を関係機関（千葉県や海上保安庁）に報告していた。実測値よりも低い測定値を報告したのは、問題の矮小（わいしょう）化を狙ったためだと思われる。1 日に何度も測定した点について日本製鉄は「調査中」だが、都合の良い測定値を得ようとしていたとみられる。

具体的には、着色水の流出に関連した合計 3 つの排水口（9 番、11 番、14 番排水口）では、報告値よりも高い測定値が、COD について 8 件、T-N について 7 件見つかった。これらのうち、排水基準値を超過したのはそれぞれ 7 件、6 件だった。

着色水とは別の排水口（7 番排水口）では、同じく報告値よりも高い測定値が、シアンについて 9 件、T-N について 1 件あった。また、これらは全て排水基準値を超過していた。

こうした不正が明るみに出たことから、日本製鉄は対象を全排水口および全排水溝に広げて、測定値の総点検を開始した。具体的には、次の 3 つである。

［1］水質汚濁防止法に基づく「全排水口」の水質測定値：過去 5 年分

［2］千葉県と木更津市、君津市、富津市の 4 自治体との間で締結された環境保全協定に基づく「全排水溝」の水質測定値：過去 3 年分

［3］その他の外部の分析会社に発注した水質測定値：過去 3 年分

水質汚濁防止法も環境保全協定も測定値を 3 年分保存するように定めている。これに対し、東日本製鉄所君津地区は、同法に基づく測定値については 5 年分を保存するように自社ルールを設けているという。

この総点検で、東日本製鉄所君津地区の水質管理のずさんな実態が明らかになった。

―次頁　外部に測定を依頼するも日本製鉄で管理せず―

◇その他の事故、事件

・<u>消費生活用製品の重大製品事故:LED ランプ(環形)で火災等</u>

＜消費者庁　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029900/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220830_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（ＬＥＤランプ（環形）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件
（うち太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）１件、扇風機（充電式、携帯型）１件、
ＣＤラジカセ１件、自転車１件、電子レンジ１件、エアコン２件）

・監督指導による賃金不払残業の是正結果（令和３年度）

＜厚生労働省　2022 年８月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4wam5JP8MkGveu1xY

厚生労働省は、このたび、労働基準監督署が監督指導を行った結果、令和３年度（令和３年４月から令和４年３月まで）に、不払となっていた割増賃金が支払われたもののうち、支払額が１企業で合計100 万円以上である事案を取りまとめましたので公表します。

監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和３年度）のポイント（詳細別紙１、２）

(1)是正企業数1,069企業（前年度比　7　企業の増）
うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、115 企業（同　3　企業の増）
(2)対象労働者数　６万4,968 人（同427 人の減）
(3)支払われた割増賃金合計額 65億781万円（同　4　億7,833万円の減）
(4)支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり609万円、労働者1 人当たり10 万円

監督指導の対象となった企業においては、賃金不払残業の解消のために様々な取組が行われています（別紙３参照)。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していきます。

【別紙１】100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況（令和３年度分）
https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000981125.pdf

【別紙２】100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去10 年度分）
https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000981130.pdf

【別紙３】賃金不払残業の解消のための取組事例
https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000981131.pdf

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・労災レセプト電算処理システム　受付前点検チェック条件表

＜厚生労働省　2022 年８月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4walpbYwrHaH4cNxY

・30 日から孤独悩み電話相談　政府、＃9999 で無料

＜共同通信　2022 年８月 30 日＞　https://nordot.app/936883574585163776?c=39546741839462401

政府は孤独や孤立に関する悩みを 24 時間受け付ける無料の電話相談を、30 日午前 10 時から始める。番号は全国共通で「＃9999」。夏休み明けに増える傾向がある子どもの自殺の防止などを念頭に置く。9 月 6 日午前 10 時まで開設する。試行事業段階で、さらに検討を重ね、本格実施できるかどうか判断する方針。

電話をかけると、いったん自動音声で案内する。その後に「18 歳以下の方」「孤独・孤立で悩んでいる」「死にたいほどつらい」「生活に困窮している」などといった相談したい内容を選ぶと、各分野に詳しい支援団体につながる仕組みだ。

孤独電話相談の試行は、7 月の前回に続き 2 回目。

・受動喫煙対策は「合憲」判決　改正健康増進法で東京地裁

＜共同通信　2022 年８月 29 日＞　https://nordot.app/936917231872000000?c=39546741839462401

受動喫煙の対策強化のため 2020 年に全面施行された改正健康増進法は、喫煙者の権利を不当に制限し違憲だと

して、東京都八王子市のフードバンク団体代表国本康浩さん（62）が国に200万円の慰謝料を求めた訴訟の判決で、東京地裁は29日、違憲と認めず、請求を棄却した。

新谷祐子裁判長は、受動喫煙が他人に大きな健康影響を与えることは科学的知見として明確で「喫煙に対し合理的制限を加えることもやむを得ない」と指摘。改正法は、規制対象を多数が利用する施設にするなど、必要かつ合理的な範囲にとどめていると判断した。

国本さんは判決後に「共存できる方法があるはずだ」と話した。

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・南海トラフ臨時情報、理解進まず　7割超、139市町村調査

＜共同通信　2022年8月28日＞　https://nordot.app/936592042577133568?c=39546741839462401

南海トラフ巨大地震の発生可能性が高まった場合に気象庁が発表する「臨時情報」について、津波被害が想定される14都県139市町村のうち、73%にあたる102市町村は住民の理解が進んでいないと認識していることが28日、共同通信の調査で分かった。

過去の南海トラフ地震は東西に長い震源域の東側、西側で時間を置いて連続発生したこともある。こうした後発の地震に備え、想定震源域で一定規模の地震があった場合などに臨時情報が出る。情報は複数の種類があり、取るべき行動は異なる。住民の理解が鍵だが、浸透していない実態が明らかになった。国の周知の在り方も問われそうだ。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３０３報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022年8月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q07urNu0egnnMqc5Y

１　自治体の検査結果

小樽市、岩手県、宮城県、宇都宮市、群馬県、東京都、文京区、横浜市、新潟県、山梨県、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

・福島・双葉町11年ぶり居住再開　原発事故で避難、復興へ課題山積

＜共同通信　2022年8月30日＞　https://nordot.app/937000644366385152?c=39546741839462401

2011年3月の東京電力福島第1原発事故で唯一、全住民の避難が続いていた福島県双葉町は30日午前0時、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域（復興拠点）の避難指示が解除され、11年5カ月ぶりに居住できるようになった。これで居住人口ゼロの被災自治体は解消する。

第1原発5、6号機が立地し、埼玉県への集団避難も経験した双葉町はようやく本格復興へのスタート地点に立つ。しかし面積の8割超が帰還困難区域のまま残るほか、長期避難で町民の帰還意向は低迷、県外在住者の割合も高い。医療体制の構築や教育環境の整備など課題は山積している。

[原子力施設全般]

・美浜原発3号機、30日に再開　水漏れで遅れ、運転40年超

＜共同通信　2022年8月29日＞　https://nordot.app/936902938209632256?c=39546741839462401

関西電力は29日、運転開始40年を超えて再稼働し、定期検査で停止していた美浜原発3号機（福井県美浜町）の原子炉を30日に起動させ、運転を再開すると発表した。9月1日に発送電を開始し、同26日に営業運転に入る。放射性物質を含む水約7トンの漏えいが発生するなどし、8月10日の予定だった運転再開が遅れた。

水漏れは1日に発生。原子炉の1次冷却水が外部に漏れるのを防ぐ装置のフィルターを交換した際、工事計画書に記載された数値でボルトが締められていなかったことが原因としている。

美浜3号機は昨年6月に再稼働し、テロ対策施設が未完成だったため同10月に停止していた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年８月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaVlYYAnEa30fZBY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年８月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q07urNu0egnnMqM5Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月 30 日版）
＜厚生労働省　2022 年８月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n3ram0-ATj3TBpYNY

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年８月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=tVDz8-Bm-iDRtuonY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン３回目接種の接種対象者数と接種状況について更新しました。
＜厚生労働省　2022 年８月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xa1taYgvGaX8dJhY
・新型コロナワクチンの「新しい情報」を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年８月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1zKS0KfIBnWbTsRFY

・新型コロナウイルス治療薬の特例承認について
＜厚生労働省　2022 年８月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v1r6uM-gbh3zJrQtY
本日、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る治療薬について、医薬品医療機器等法第 14 条の３に基づく特例承認を行いました。
なお、添付文書は別添のとおりです。
販売名：エバシェルド筋注セット
一般名：チキサゲビマブ（遺伝子組換え）及びシルガビマブ（遺伝子組換え）
申請者：アストラゼネカ株式会社
申請日：令和４年６月９日
効能・効果：SARS-CoV-2 による感染症及びその発症抑制

・コミナティ筋注 5～11 歳用の用法・用量追加承認について
＜厚生労働省　2022 年８月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaW1KPMAnGfSsFBY
本日、以下のとおり、コミナティ筋注 5～11 歳用に対する追加免疫の用法・用量追加について承認を行いました。
なお、添付文書は別添のとおりです。
販売名：コミナティ筋注 5～11 歳用
一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）
申請者：ファイザー株式会社
申請日：令和４年６月 22 日
効能・効果：SARS-CoV-2 による感染症の予防
用法・用量：本剤を日局生理食塩液 1.3mL にて希釈する。
初回免疫の場合、1 回 0.2mL を合計 2 回、通常、3 週間の間隔で筋肉内に接種する。
追加免疫の場合、1 回 0.2mL を筋肉内に接種する。

（下線部追加）

・抗原検査キット、未承認「研究用」と混同して購入しないように…「存在知らない」６割
＜読売新聞　2022 年８月 30 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20220830-OYT1T50072/
新型コロナウイルスの抗原検査キットには、国が承認した「医療用」と、「研究用」と称する未承認品があることを知らない人が、６割を占めるとの調査結果を厚生労働省がまとめた。
受け皿増・少子化・利用控え…待機児童は過去最少２９４４人、全市区町村の８５％でゼロ
医療機関向けに販売されている新型コロナの抗原検査キット（デンカ提供）
　医療用と同様に国が承認した「一般用」キットのインターネットなどでの販売が９月にも始まる。厚労省は、これまでネットなどで販売されてきた未承認の研究用と混同しないよう、注意を呼びかけている。
　医療用と一般用のキットの性能は同等で、ともに一定の精度が確認されており、購入の際は薬剤師から説明を受ける必要がある。これに対し、研究用は薬剤師の説明なしに買えるが、性能が不確かで、感染していても誤って陰性と判定されるケースが起きやすいとされる。
　厚労省は６～７月、２０歳以上の４５０人を対象にネットを通じてアンケートを実施。うち３１３人から回答を得た。
　医療用と研究用があることを知らなかったのは、全体の６０％（１８７人）に上った。知っていると答えた人（１２６人）でも、３３％（４１人）は「研究用は使用すべきではないこと」を知らなかった。
　厚労省は一般用の販売開始に合わせ、販売業者にドラッグストアなら陳列棚、ネットなら画面を研究用と区分するよう求めている。

・オミクロン株対応ワクチン、９月中の接種開始を検討　予定前倒し
＜毎日新聞　2022 年８月 29 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220829/k00/00m/040/271000c

・国内初のコロナ予防薬承認へ　５～１１歳の３回目ワクチンも―厚労省
＜時事ドットコム　2022 年８月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082900863&g=soc
　厚生労働省の専門部会は２９日、英アストラゼネカ製の新型コロナウイルス治療薬「エバシェルド」の薬事承認を了承した。発症後の治療のほか、感染前の投与で発症抑制効果も期待できる国内初の予防薬となる。厚労省は、早ければ３０日にも緊急時に審査を簡略化できる「特例承認」で対応する。
　「エバシェルド」は、ウイルスの働きを抑える２種類の抗体を投与する。発症後に投与する場合は、重症化リスクを持つ軽症から中等症患者が対象。予防薬としては、体質によりワクチンが打てない人や、接種しても持病で十分な免疫が得られない人などが使用できる。感染者と接触後の発症抑制効果は示されておらず、濃厚接触者は対象外となる。
　オミクロン株の派生型「ＢＡ．２」への有効性は確認されている一方、現在主流の「ＢＡ．５」では効果が下がる恐れがあるとして「他の治療薬が使用できない場合に検討する」とした。
　部会では、５～１１歳の小児に対するワクチンの３回目接種で、米ファイザー製を使用することも併せて了承された。小児接種は２月下旬から始まったが、２回目を終えた人は対象の１９．６％（８月２９日公表時点）にとどまる。厚労省の専門部会は８月、予防接種法に基づき、接種への協力を求める「努力義務」を小児の保護者に適用する方針を決めた。

◇学校関係
・教員の半数がコロナ感染、３日間学校閉鎖…始業式前に職員室で２日間研修
＜共同通信　2022 年８月 29 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220829-OYT1T50079/
　北九州市教育委員会は２８日、市立南小倉中学校（生徒数２２２人）で、教員の半数が新型コロナウイルスに感染したとして、同中を２９～３１日に学校閉鎖にすると発表した。クラスター（感染集団）が発生した可能性がある。
　市教委によると、２４日に教員１人の感染が分かり、２学期の始業式があった２６日、新たに３人の陽性を確認。その後も教員の感染が相次いで分かり、２８日時点で全教員２２人のうち、管理職を含む１１人が自宅療養

中という。このほかに２人が体調不良を訴えている。

同中では２２、２４日に職員室で教員研修が行われていた。現時点で生徒への感染拡大は確認されておらず、学校閉鎖の期間中はオンライン授業などで対応する。

◇「全数把握」見直し、4 県が先行　届け出、高齢者らに限定運用

＜共同通信　2022 年 8 月 29 日＞　https://nordot.app/936932217245368320?c=39546741839462401

新型コロナウイルス感染者全員の個人情報を含めて発生を届け出る「全数把握」を巡り宮城、茨城、鳥取、佐賀の4県が、対象を高齢者らリスクの高い患者に限定する運用に見直すことが29日、共同通信の調査で分かった。国は9月2日から適用する方向で最終調整している。感染者数の集計は続ける。

調査は各都道府県の担当者に実施。青森、群馬、山梨、岡山、福岡、鹿児島の6県は、届け出を「限定する方向」と回答した。逆に「限定しない・しない方向」としたのが秋田、埼玉、東京、神奈川、愛知、和歌山、島根、大分、沖縄の9都県。最も多い回答は「検討中」で28道府県だった。

・愛知、全数把握を継続へ　軽症者の報告項目を簡略化

＜共同通信　2022 年 8 月 29 日＞　https://nordot.app/936827503856451584?c=39546741839462401

◇流行の波、繰り返す　日本の対策に懸念　新型コロナの今後は

＜共同通信　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.47news.jp/news/8076409.html

新型コロナウイルス感染症の流行は第７波に及ぶが、今後はどうなるだろうか。オミクロン株は感染力が強いが、重症化のリスクは以前のデルタ株に比べて低いとされる。感染症の流行を把握するサーベイランスに取り組んできた国立病院機構三重病院の谷口清州院長は「数年かけて大小の流行の波を繰り返し、季節性の風邪のような形に落ち着くのではないか」とみる。

ただ重症化する人は出るし後遺症も増える。「無用な感染を避けるため、しばらくはリスクが高い場面でマスク着用などを続けるのが望ましい」と話す。

▽エンデミック

日本では国民の地道な感染対策に加え、ワクチン接種が流行の波を抑えるのに役割を果たした。ただ既存のワクチンはオミクロン株の感染予防効果が低い。接種から半年ほどたつと入院を防ぐ効果も徐々に落ちる。

国内のオミクロン株は「ＢＡ・２」系統が多かったが、別系統の「ＢＡ・５」に置き換わりが進む。「ＢＡ・５は過去の自然感染やワクチン接種による免疫から逃れやすく、再感染が起きやすいと言われる」と谷口さん。時間がたって集団の免疫レベルが下がると感染者が増え、上がると減ることが繰り返されると予想される。ウイルスが消え去る望みはない。

「何度も感染することで免疫が引き上げられて多くの人の症状が軽くなり、季節によって地域で流行を繰り返す『エンデミック』な感染症になっていくのではないか」と話す。

▽長期的影響

ただコロナ感染が健康にどんな影響を及ぼすかは未解明な点が多い。日本小児科学会によると、オミクロン株に感染した子どもではデルタ株に比べて熱性けいれんが起きる割合が高まっていた。

後遺症の増加も懸念材料。英国の大規模データベースの分析では、軽症の感染者でも脳の組織に萎縮が起きていることが分かった。糖尿病やアルツハイマー病といった疾患のリスクが高まる可能性も示された。長期的な影響を考えるとワクチンで免疫をつけ、できるだけ感染を避けるのが無難だ。

冬を迎えた南半球のオーストラリアではインフルエンザが猛威を振るう。「日本でも冬にかけてコロナとインフルの同時流行が起きる可能性がある」と谷口さんは話す。しばらくインフル流行がなかったため免疫を持たない子どもに重い症状が出るかもしれない。

▽ボトムアップ

コロナ流行が長期化すると、さらに新たな変異株が登場しかねない。未知の病原体が次のパンデミックを引き起こす可能性もある。そんな事態に日本はコロナの教訓を生かせるのだろうか。

政府は６月、感染症対策の司令塔となる「内閣感染症危機管理庁」の創設や、米疾病対策センター（ＣＤＣ）

をモデルとした「日本版ＣＤＣ」の新設を決めた。有識者会議による検証報告書を受けた対応だ。
　ただ谷口さんは「トップダウン式の組織だけではうまく機能しない」と話す。「迅速な流行状況の把握には、医療現場や保健所の声を反映させたボトムアップ式の仕組みが必要だ」と指摘する。
　今回のコロナ流行では「ＨＥＲ―ＳＹＳ（ハーシス）」と呼ばれる国の感染者情報システムの入力項目が多すぎて迅速な運用に支障が出た。米国では簡便な報告システムと電子カルテ情報を組み合わせた機動的な仕組みが運用されている。「求められているのはリスクコミュニケーションのあり方を含めた国全体の意識改革だ。入れ物だけで中身が伴わない改革ではいずれ立ち行かなくなる」と訴える。

◇マスコミ報道　見出し
****
[3] 危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定
～指定薬物等を定める省令を公布しました～
＜厚生労働省　2022 年８月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00035.html
厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の３物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和４年９月９日に施行することとしましたので、お知らせします。
　新たに指定された３物質は、昨日（８月 29 日）の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。
　施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。
　なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。
　また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。
　危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。
※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則:３年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または500万円以下の罰金）。
※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 120 号）
※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙　　https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000981124.pdf

新たに指定された指定薬物の名称
［物質１］　省令名：（２，４－ジメチルアゼチジン－１－イル）－（７－メチル－４，６，６ａ，７，８，９－ヘキサヒドロインドロ［４，３－ｆｇ］キノリン－９－イル）メタノン
　　通称等：LSZ、LA-SS-Az
　　CAS 番号：470666-31-0　＊
　　tartrate salt: 470666-32-1
［物質２］　省令名：１－（４－フルオロ－３－メチルフェニル）－２－（ピロリジン－１－イル）ペンタン－１－オン
　　通称等：4-fluoro-3-methyl-α-PVP、MFPVP
　　CAS 番号：
［物質３］　省令名：１－（シクロブチルメチル）－Ｎ－（２－フェニルプロパン－２－イル）－１Ｈ－インダゾ

ールー３ーカルボキサミド
通称等：CUMYL-CBMINACA
CAS 番号：
＊　ACSES 事務局調べ

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 120 号）

［官報］　令和４年８月 30 日　特別号外　第 71 号　1～2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830t00071/20220830t000710001f.html

○厚生労働省令第 120 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年８月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百六　（略） 百七　（略） 百八　１－（シクロブチルメチル）－Ｎ－（２－フェニルプロパン－２－イル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類 百九　（略） 百十～百二十七　（略） 百二十八　（略） 百二十九　（２・４－ジメチルアゼチジン－１－イル）－（７－メチル－４・６・６ａ・７・８・９－ヘキサヒドロインドロ［４・３－ｆｇ］キノリン－９－イル）メタノン及びその塩類 百三十　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百六　（略） 百七　Ｎ・Ｎ－ジエチル－５－メトキシトリプタミン及びその塩類 （新設） 百八　１－（シクロブチルメチル）－Ｎ－（２－フェニルプロパン－２－イル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド及びその塩類 百九～百二十六　（略） 百二十七　Ｎ・Ｎ－ジプロピルトリプタミン及びその塩類 （新設） 百二十八　２－［（ジメチルアミノ）メチル］－１－（３－ヒドロキシフェニル）シクロヘキサノール

	及びその塩類
百三十一～二百十七　（略）	百二十九～二百十五　（略）
二百十八　（略）	二百十六　［１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－２－イル］（ナフタレン－１－イル）メタノン及びその塩類
二百十九　１－（４－フルオロ－３－メチルフェニル）－２－（ピロリジン－１－ イル）ペンタン－１－オン及びその塩類	（新設）
二百二十　（略）	二百十七　２－（４－ブロモ－２・５－ジメトキシフェニル）－Ｎ－（二－フルオロベンジル）エタンアミン及びその塩類
二百二十一～三百十五　（略）	二百十八～三百十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

****

[4] *医薬品等*

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 257 号）

［官報］　令和４年８月 30 日　特別号外　第 71 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830t00071/20220830t000710002f.html

○厚生労働省告示第 257 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年８月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第１	別表第１
１　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）	１　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）
⑴～(156)　（略）	⑴～(156)　（略）
(157)　（略）	(157)　絨毛組織加水分解物（人に由来するものに限る。）
	（新設）
(158)　シルガビマブ（遺伝子組換え）	(158)　新鮮凍結人血漿
(159)　（略）	(159)～(183)　（略）
(160)～(184)　（略）	(184)　ダルベポエチン　アルファ［遺伝子組換えパダルベポエチン　アルファ後続３］
(185)　（略）	（新設）
	(185)チソキナーゼ
(186)　チキサゲビマブ（遺伝子組換え）	
(187)　（略）	
(188)～(322)（略）	(186)～(320)（略）
２～４　（略）	２～４　（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 258 号）

［官報］ 令和４年８月 30 日 特別号外 第 71 号 ２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830t00071/20220830t000710002f.html

○厚生労働省告示第 258 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第七十五条第三項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品（令和二年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年８月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一　　（略） 二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　シルガビマブ（遺伝子組換え）及びその製剤 ⑹　（略） ⑺　チキサゲビマブ（遺伝子組換え）及びその製剤 ⑻　（略） ⑼・⑽　（略）	一　　（略） 二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣＯＶ－２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（新設） ⑸　ソトロビマブ（遺伝子組換え）及びその製剤（新設） ⑹　ニルマトレルビルーリトナビル及びその製剤 ⑺・⑻　（略）

****

［5］*農薬*

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1341 号）

［官報］ 令和４年８月 30 日 本紙 第 807 号 ６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830h00807/20220830h008070006f.html

農薬の新規登録２件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1342 号）

［官報］ 令和４年８月 30 日 本紙 第 807 号 6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830h00807/20220830h008070006f.html

農薬の登録失効 27 件が公示された。

****

［6］*食品安全衛生関係*

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 119 号）

［官報］ 令和４年８月 30 日 号外 第 186 号 １頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830g00186/20220830g001860001f.html

○厚生労働省令第 119 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年８月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一（第十二条関係） 一～二百四十八　（略） 二百四十九　炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム） 二百五十～四百七十三　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～二百四十八　（略） （新設） 二百四十九～四百七十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 256 号）

［官報］　令和４年８月 30 日　号外　第 186 号　10～28 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830g00186/20220830g001860010f.html

○厚生労働省告示第 256 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するエトキサソールの量の限度、ねぎ、なす、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、いちご、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するトリフルミソールの量の限度、メロン類果実、メロン類果実　（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）及びなつみかんの果実全体に残留するＩ－ナフタレン酢酸の量の限度、てんさい、ぶどう及びアボカドに残留するペルメトリンの量の限度並びに米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、えんどう、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゆうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、はうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいだけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ベカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒ上夙カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するベンタゾンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和４年８月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～５　（略）

６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑿までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の「名称」のみ記載した。＜ACSES 事務局＞―

エトキサゾール

トリフルミゾール

１－ナフタレン酢酸

フロメトキン

ペルメトリン

ベンタゾン

メトミノストロビン

⑵～⒂　（略）

７　６に定めるもののほかレ1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合においてレ2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑹までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

（削る）　ベンタゾン

⑵～⑹　（略）

8～12　（略）

Ｂ～Ｄ　（略）

第２　添加物

Ａ～Ｃ　（略）

Ｄ　成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

（略）

炭酸水素アンモニウム

Ammonium Bicarbonate

重炭酸アンモニウム

（略）

<u>炭酸水素カリウム</u>

<u>Potassium Hydrogen Carbonate</u>

<u>Potassium Bicarbonate</u>

Potassium Acid Carbonate
重炭酸カリウム
酸性炭酸カリウム
（略）
炭酸カルシウムH
（略）
炭酸水素カリウム

◇輸入食品に対する検査命令の実施（インド産カシューナッツ、その加工品）
＜厚生労働省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bV1cZA3Ab3kM4BY
本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第 26 条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
インド産カシューナッツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	クロルピリホス	検疫所におけるモニタリング検査の結果、インド産カシューナッツからクロルピリホスを検出したことから、検査命令を実施するもの。

クロルピリホスについて
１．農薬（殺虫剤）
２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重１kg 当たり 0.001 mg/日であり、急性参照用量（人が 24 時間または、それより短い時間の間の経口摂取により、健康に影響がないとする摂取量）は、体重１kg 当たり 0.1 mg です。
３．現実的ではありませんが、体重 60 kg の人が、クロルピリホスが 0.02 ppm 残留したカシューナッツを毎日 ３ kg 摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、また、１日に 300 kg 摂取したとしても、急性参照用量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
****
[7] *廃棄物関係*
◇「都市鉱山」からのレアメタル回収、３０年度までに倍増へ…廃基板の輸入ルート開拓
＜読売新聞　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220828-OYT1T50187/
環境省は、「都市鉱山」と呼ばれる使用済みの電子機器から金属を回収して再資源化する量を２０３０年度までに倍増させる。海外からの輸入を強化する方針で、電気自動車（ＥＶ）や風力・太陽光発電装置などに再利用し、脱炭素社会の実現につなげる。
対象は、リチウム、ニッケル、コバルトといった希少金属（レアメタル）のほか、銅や亜鉛など。日本はほとんどを輸入に依存しているが、携帯電話やパソコンの電子基板などに多く含まれることから、同省は使用済みの廃基板などから金属を取り出すことで、限りある資源を確保し、活用したい考えだ。
具体的には、少量にとどまっている海外からの廃基板などの調達を来年度から本格化させる。特に経済発展が著しいアジア諸国では、電子機器の廃棄増による環境汚染が深刻化しており、リサイクル技術が乏しい各国政府と連携して輸入ルートの確保を図る。また、国内のリサイクル事業者に対し、廃基板などを粉砕し、金属を選別する装置の整備や処理能力の向上を資金面などで支援する。
同省は近く、資源を廃棄せず再利用する社会の実現に向けた「循環経済工程表」をとりまとめる。その中で、金属を抽出する国内の製錬所で受け入れる廃基板などの量を２０年度の約２１万トンから、３０年度には約４２万トンに増やす目標を掲げる。２３年度当初予算の概算要求に十数億円の関連経費を盛り込む。
◆都市鉱山＝都市にあるスマートフォンやパソコンなどの使用済み小型家電を、有用な金属を取り出せる鉱山

に見立てた呼び方。昨夏の東京五輪・パラリンピックでは、都市鉱山から回収した金属でつくったメダルが選手に授与された。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)の四次公募について（単年度事業、国庫債務負担行為事業）

＜環境省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00467.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 1339 号）

［官報］　令和 4 年 8 月 30 日　本紙　第 807 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830h00807/20220830h008070006f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第 1340 号）

［官報］　令和 4 年 8 月 30 日　本紙　第 807 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220830/20220830h00807/20220830h008070006f.html

---

◇9 月 17 日から 27 日は、サステナウィーク「未来につながるおかいもの」
～見た目重視から持続性重視のおかいものへ～

＜環境省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00522.html

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第５回）の開催について　　9 月 15 日

＜環境省　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00531.html

（1）　水質汚濁防止法に基づく指定物質の追加について

（2）　底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定(第二次報告案)について

（3）　農薬小委員会における調査審議事項の改正について

（4）　今後の水環境・土壌環境行政について

（5）　報告事項等

・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第 37 回放射性廃棄物ワーキンググループ
　　9 月 6 日

＜経済産業省　2022 年 8 月 29 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46826

1. 最終処分に関する最近の取組と今後の文献調査の進め方について

・令和４年度土壌汚染対策セミナーの開催について　　広島会場：９月 27 日、富山会場：10 月 25 日

＜環境省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00465.html

・土壌環境行政の最新動向（環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室）
・開催地の自治体における土壌汚染対策の現状と取組み（開催地の自治体）
・土壌汚染対策法に基づく調査等に関するポイントについて（ランドソリューション株式会社　古川　昇氏）
・土壌汚染地の取り扱い（株式会社東京カンテイ　笹本　譲氏）
・土壌汚染対策基金の活用について（公益財団法人日本環境協会）

・第 101 回コーデックス連絡協議会(開催案内)　　9 月 13 日

＜厚生労働省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7YVFQaAHMY3UXDBY

＜消費者庁　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029870/

（1）コーデックス委員会の活動状況
ア 今後の活動について
・第 6 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）
・第 22 回アジア地域調整部会（CCASIA）
イ 最近コーデックス委員会で検討された議題について
・第 53 回残留農薬部会（CCPR）
（2）その他
・第４回「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」を開催します　　8 月 30 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_ZVVUbAXIZ3ET-BY
［1］中間整理（案）について
［2］今後の検討会の進め方について
［3］その他

[開催記録、報告、資料等]
・2022 年 7 月 1 日　薬事・食品衛生審議会　食品衛生分科会
＜厚生労働省　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaW1KPMAnGfSsVBY
（1）　審議事項
1．食品添加物の指定等について
（2）　報告事項
1．食品添加物の規格基準の改正について
2．食品中の農薬等の残留基準の設定について
3．組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の製造基準への適合確認について
（3）　文書による報告事項
1．食品中の農薬等の残留基準の設定について
2．遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出の状況について
（4）　その他の報告事項
1．食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について
2．令和３年食中毒発生状況について
3．「第１回食品安全制度懇談会」の開催状況について
・第６５回厚生科学審議会感染症部会（持ち回り）を開催しました　　8 月 29 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b4oriE32hBXfDUX9Y
　　新型コロナウイルス感染症の治療薬について
・第３回転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会議事録　　7 月 29 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9Z1dWbgfKZXMRihY
（1）第１回検討会を踏まえた論点（残り）について
（2）これまでの議論を踏まえた取りまとめ骨子案（第１回検討会を踏まえた論点（残り）に係るもの以外）について
（3）その他
・第 11 期環境エネルギー科学技術委員会（第 4 回）の資料を追加掲載しました　　8 月 29 日
＜文部科学省　2022 年 8 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjMac84nqy1bLbH
1. 「革新的 GX 技術創出事業（GteX）」仮評価について（非公開議題）
2. 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会環境エネルギー科学技術委員会運営規則の改定について
3. 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会環境エネルギー科学技術委員会に置く小委員会について
4. その他
・学校における働き方改革推進本部（第６回）　　８月２９日
＜文部科学省　2022 年 8 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjMac84nqy1bLbK

https://www.mext.go.jp/content/20220826-mxt_zaimu01-100002242_1.pdf
　　学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況の進捗状況について
・台風防災の最新知見を紹介　横浜国大がシンポ
＜共同通信　2022 年 8 月 28 日＞　https://nordot.app/936536223752765440?c=39546741839462401
　本格的な台風シーズンの到来を控え、横浜国大（横浜市）の台風科学技術研究センターが 28 日、防災・減災に向けた最新の知見や取り組みを紹介するシンポジウムをオンラインで開催した。スタートしたばかりの台風制御研究も紹介された。
　琉球大の伊藤耕介准教授は「気象庁による台風の進路や強度（中心気圧や最大風速）の予測精度は向上してきたが、まだ改善の余地はある。大気のほか、海洋の状態も考慮した新たな予測プログラムの開発、航空機で現地調査したリアルなデータの利用といった取り組みが大切だ」と話した。
　センターは全国で初めて台風に特化した総合研究機関として昨年 10 月に発足した。

・生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第 8 回）　議事要旨　　7 月 22 日
＜文部科学省　2022 年 8 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agj0ac875NgypPbI
1. 生徒指導提要の素案について
2. その他
****
[11] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・我が国の牛のブルセラ症及び結核の清浄化宣言について
＜農林水産省　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220830.html
我が国から国際獣疫事務局（OIE）に提出した牛のブルセラ症及び結核の清浄化宣言が、令和 3 年 4 月 1 日を開始日として、OIE のウェブサイトに掲載されましたのでお知らせします。

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 8 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220829.html
---
◇***その他***
・政府、27 の重要技術を支援　経済安保を強化、海洋や宇宙領域
＜共同通信　2022 年 8 月 29 日＞　https://nordot.app/936934079634489344?c=39546741839462401
　政府は 29 日、経済安全保障を強化するため財政支援を通じて育成する「特定重要技術」の研究開発ビジョン案を公表した。海洋、宇宙・航空、サイバー空間、バイオの 4 領域を軸に、計 27 技術を支援対象とする方針を打ち出した。日本の法人格がある機関や日本居住の研究者を対象に公募を実施し、2022 年度中の採択を予定している。
　政府は 8 月、経済安全保障推進法のうち重要技術の開発支援に関する分野などを先行施行した。ビジョン案では日本の技術の優位性を維持したり、民間だけでなく公的利用につなげたりすることを掲げており、官民で連携し先端技術の開発を進める。

・「副業」で教壇に　需要高まる実務家教員　文科省、マッチングは不発
＜朝日新聞　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8R5Q7LQ86UTIL01B.html
　企業などでの実務経験を生かした教育ができる「実務家教員」のニーズが高まっている。AI（人工知能）などの技術や DX（デジタルトランスフォーメーション）が急速に進むなか、大学や高等専門学校で実践的な授業が求められているためだ。文部科学省も 2019 年から養成事業に乗り出しているが、仕組みづくりには課題も残る。
「圧縮ファイルを展開してみましょう」
　7 月 4 日、高知高専（高知県南国市）。情報セキュリティコースの 4 年生 26 人がパソコンに向かい、サイバー攻撃に対するルーターの脆弱（ぜいじゃく）性を調べていた。
ベテランエンジニアが「副業先生」

授業を担当していたのは、東京都内に住む林憲明さん（44）。本業はセキュリティー大手「トレンドマイクロ」（東京）のベテランエンジニアで、高知高専が昨年、4人採用した「副業先生」のうちの１人だ。

副業先生は、高専を束ねる「…

****

[付録]

◇ネット通販で偽物、買わないで　個人輸入でも税関で没収―政府

＜時事ドットコム　2022年8月27日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082600627&g=eco

偽ブランドのバッグや衣類、時計などの模倣品の輸入を阻止するため、政府は１０月から税関での取り締まりを強化する。個人がインターネット通販サイトで偽物と知らずに買った場合でも、偽物は税関で没収の対象となる。自分で使用するために購入した個人に罰則はないが、購入代金の返金は個人と通販サイト側の問題として税関は対応しないため、注意が必要だ。

知的財産権を侵害する模倣品の輸入は高止まりしている。税関が２０２１年に差し止めた件数は、中国からを中心に２万８２７０件。うち９割は郵便物という。近年はネット通販の普及で小口化の傾向が強まっており、海外の事業者が日本の個人へ直接送る模倣品への対応が課題となっている。

このため政府は関税法を改正し、事業者間の輸入だけでなく、個人が使用する場合でも海外事業者から日本国内に送付される模倣品を「輸入してはならない貨物」と規定した。商標法と意匠法の改正法と合わせて１０月１日に施行される。これまでは、郵便を利用して個人が使用する目的で輸入される模倣品は差し止められなかった。

税関を所管する財務省は、啓発のためのホームページを特設。ネット通販での購入時は、安過ぎないか、保証書の記載は正しいかなどを確認するよう呼び掛けている。財務省はネット通販サイトの運営者とも連携して周知を図っていく方針で、担当者は「正規の販売店や信頼できるサイトでの購入を検討してほしい」と話している。

改正法施行に先立ち、財務省は６月にアマゾンジャパン（東京）と水際での取り締まりで協力する覚書も交わした。水際対策でネット通販大手との連携は初めてで、模倣品の流入を防ぐため情報交換などを進めていく。

◇コロナ下で朝鮮学校の排除拡大、国連の是正勧告に従わない日本政府　マスク支給でも格差、「非人道的」批判受けたさいたま市は撤回　在日朝鮮人差別問題・前編

＜共同通信　2022年8月29日＞　https://nordot.app/927736446480662528?c=39546741839462401

◇「官民一体」の在日朝鮮人バッシング、安倍元首相銃撃でも飛び交ったヘイト　各種学校口実の排除、幼保無償化からコロナ対策支援にも拡大　在日朝鮮人差別問題・後編

＜共同通信　2022年8月30日＞　https://nordot.app/927737332948664320?c=39546741839462401

********** 以上 **********